

第2章 妊娠が分かったら…



1. 母子健康手帳の交付

【問合せ先】 こども家庭センター・えがお
(こども家庭課 母子保健係) TEL: 525-7671

「母子健康手帳」は、妊娠・出産および育児の記録として、母と子の一貫した健康管理と、健康の保持増進に役立てるためのものです。`妊娠届出`をした妊婦の方に、交付しています。また、妊娠中の生活や出産、育児に関する資料を差し上げています。お話をしながら、母子健康手帳の使い方や母子保健サービスを紹介し、妊娠中や産後の生活について一緒に考えます。

なお、日本で出産・育児をする外国の方には、育児支援のため、英語・ハングル語・中国語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語の「外国語/日本語併記母子健康手帳」を交付しています。

場 所	福島市保健福祉センター 2階 こども家庭課 母子保健係 ※令和7年7月に市本庁へ移転予定です。
受付時間	9:00～11:00 13:30～15:30(土日・祝日は除く)
予 約	事前予約が必要です。詳細は福島市 HP をご覧ください。

※不明な点をご相談ください。

おもいやり駐車場利用制度

(※対象箇所 抜粋)

【問合せ先】 福島県保健福祉部 障がい福祉課(共生社会担当)/TEL: 521-7170

県から利用証の交付を受けることで、車椅子マークのある駐車スペースのうち「おもいやり駐車場」のステッカーが表示されている駐車スペースを利用できる制度です。詳しくは P41 をご覧ください。

対象は妊娠7か月～産後3か月です(期限後は返却)。

2. 妊産婦への健康支援

★ 妊産婦健康診査

【問合せ先】 こども家庭センター・えがお (こども家庭課 母子保健係) TEL: 525-7671

妊娠届出等により「福島市妊産婦健康診査受診票」を交付しています。妊娠期間中 15 回までの妊婦健康診査と産後健診(産後2週間、産後1か月)の費用を助成します。助成する健診項目・費用は受診票内に明記しています。

※また、多胎妊娠の方で、妊婦健診が15回を超えた場合は、超過分の妊婦一般健康診査の費用を助成します。妊婦健康診査の結果、妊娠または出産に支障を及ぼす疑いがある場合、公費負担で精密健康診査(1回)を受けることができます。

★ 妊産婦訪問

【問合せ先】 こども家庭センター・えがお (こども家庭課 母子保健係) TEL: 525-7671

家庭訪問を希望される方に、助産師や保健師が訪問し、相談に応じています(電話相談やオンライン相談も随時受付)

★ 母性健康管理指導事項連絡カード



仕事をもつ妊婦が妊娠中、医師などの指導事項を守る為に事業主は必要な措置を講じなければなりません。その指導事項を職場に的確に伝達するために活用できるカードです。

母子健康手帳の“働く女性・男性のための出産、育児に関する制度”のページをご覧ください。また、厚生労働省ホームページからも入手できます。

3. 赤ちゃんを迎える準備

★ 妊娠中から行ける 地域子育て支援センター

妊娠期から子育ての情報を知り、赤ちゃんや小さいこどものいる生活のイメージが持てるよう、妊婦やそのご家族も利用できる子育て支援センターがあります。妊婦を対象とした講座を開催することもあります。

詳しくは、各地域子育て支援センターへお問合せください(P13～)。

～妊娠・出産を経て仕事を続けるために こんな制度があります～

【問合せ先】 ・均等法・育児介護法に関する部分(2,3,9～15)・・・福島労働局 雇用環境・均等室/TEL：536-4609
 ・労働基準法に関する部分(1,4～8)・・・福島労働基準監督署/TEL：536-4611

*		制 度	対 象
【妊娠中】	1	軽易業務転換	妊娠中
	2	健康診査などを受診するための時間の確保	妊娠中及び出産後1年以内の女性
	3	医師などからの指導事項を守ることができるようにするための措置 (通勤緩和、休憩、休業など)	
	4	危険有害業務の就業制限	
	5	変形労働時間制の適用制限	
	6	時間外労働、休日労働、深夜業の制限	
【産前・産後】	7	産前・産後休業	産前6週間(双子以上の場合14週間)・ 産後8週間の女性
【育児中】	8	育児時間(1日2回少なくとも各30分)	生後1年未満の子を育てる女性
	9	出生時育児休業 (産後パパ育休) ※1	出生後8週間以内の子を養育する 産後休業をしていない男女
	10	育児休業 ※2	1歳(最長2歳)未満の子を養育する男女
	11	育児のための勤務時間短縮など ※3	3歳未満の子を養育する男女
	12	所定外労働(残業)の免除	
	13	子の看護休暇(1年に5日まで) ※4	小学校就学前の子を養育する男女
	14	育児のための時間外労働の制限(1か月24時間、1年150時間)	
	15	育児のための深夜業(22:00～5:00)の制限	

※1 令和4年10月1日より新しく創設された制度です。子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得することが可能です。
 出生時育児休業の対象期間である子の出生後8週間以内は出産した女性は通常産後休業期間中となるため、この新制度の対象は主に
 男性となりますが、女性も養子の場合などは対象となります。

※2 父母ともに育児休業を取得する場合、1歳2か月まで休業可能期間が延長されます。(パパ・ママ育休プラス制度)
 令和4年10月1日より、2回に分割して取得することが可能となりました。

※3 育児短時間勤務(1日6時間勤務)制度が義務化されています。

※4 小学校就学前の子が1人で年5日、2人以上で年10日になります。(時間単位での取得可能)



なお、上記の制度の請求をしたこと、または取得したことを理由とする不利益取扱いは禁止されています。
 また、事業主は職場における妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント防止措置を講じなければなりません。労使間で紛争などになる場合は、労働局長による紛争解決の援助及び調停制度が利用できます。